

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第14号 飼い主のいない猫の為にシェルター設置に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区営の飼い主のいない猫のためのシェルターを設置するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月16日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 動物の飼育は「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）において所有者の終生飼養が定められている。区としては法の趣旨に則り、区報やホームページ、窓口でのチラシの配布等を通じて、飼い主に動物の特性を理解し、命を終えるまで責任をもって飼うことや、不測の事態に備え、協力者を事前に準備するなど、意識啓発に努めることで、飼い主のいない猫が発生しないよう、未然防止の取り組みを進めている。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
障害福祉部 障害者支援課
健康部 健康推進課

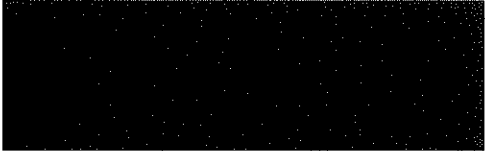
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 16 号の 2 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのにおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 標記障害に対応できる自然環境のよい場所に入所施設を建設し、障害者支援を整備すること。 (2) 保健所・教育関係機関・医療機関・放課後支援機関などのこどもが過ごす機関、障害者施設、高齢者施設、区役所や図書館等の公共施設にポスターやリーフレットを配布することを前提とした各担当課を含めた調査や勉強会を開くこと。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 障害者入所施設では、入浴や排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活支援のための障害福祉サービスを行っていることから、化学物質過敏症などに対応できる施設を整備することは困難であると考え。障害者への支援については、本人の状況や生活上の困りごとに応じて既存のサービス等の利用を案内している。 (2) 化学物質過敏症は、未解明の部分が多い症状であり、科学的知見に基づく実態解明が進んでいないことを考えると、ポスター等の配布を前提とした勉強会の開催は、現状では難しいものとする。 (3) 国民生活センターや東京都、江東区のホームページで香りへの配慮やシックハウス症候群等の啓発を行っている。また、消費者庁が作成した香りの排除に関する啓発ポスターについて、区のホームページにリンクを貼るとともに、保健所及び保健相談所に配架している。区民から情報提供を求められた際には、各ホームページなどを案内しながら対応していく。	5 陳情第 16 号の 1 趣旨 (3) は企画総務委員会付託

(4)化学物質や電磁波など脳を刺激する強い光や音、においなどによる健康被害に対する予防と使用の禁止など、標記障害がある方の体調への配慮やこどもへの健康被害の予防を含めた注意喚起や啓発を行うこと。 (5)標記障害に対応できる医療や療養環境、行政対応や障害への理解を整備すること。 (6)標記障害について、区報に掲載し、障害への理解や啓発活動を行うこと。 (7)上記趣旨1、2及び4から6について、当事者との協議のもとで推進すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日 4 請願・陳情者住所氏名 	(4)化学物質過敏症などは、症状を示すものであり、それ自体が障害ではないことから、障害分野での対応は難しいものとする。その上で、障害全般に係る行政対応や障害への理解については、これまでどおり窓口や電話対応において、利用者の満足度向上に向け取り組んでいくとともに、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
障害福祉部 障害者支援課
生活支援部 保護第二課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 17 号 障害者支援と障害者の立場や生活水準の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 非課税世帯や年金生活者などの低所得世帯への地域手当（目安として月額 5 万～10 万円）を支給すること。 (2) 障害者差別解消法に基づき、区や病院、保健所や警察署、学校、区内事業者、区民等において、障害者を尊重し、個々の求めに応じた配慮の提供や障壁となる制度の撤廃に応じる義務を積極的に推進、啓発し、障害者一人ひとりの個別の事情に合わせた対応をすること。また、障害者や低所得世帯への支援業務を積極的に行うこと。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 低所得世帯を対象とした支援については、各世帯の実情に合った支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげる「自立相談支援事業」の実施により、区民に寄り添った効果的な支援を続けていく。 (2) 本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、来庁者等に対して合理的配慮の提供に努めている。また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、合理的配慮の提供は義務であることに加え、その提供方法は 1 つではなく、「建設的対話」を通じて、代替措置の選択も含め柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。また、障害福祉サービスの利用に当たっては、1 割の自己負担が原則となっているものの、減免対象者が大半となっているほか、その他各種減免制度もあり、生活水準に応じた対応が図られている。	

(3) 障害者手帳や障害年金等の役所の申請に要する診断書代は、区が負担すること。 (4) 手帳の種別、等級にかかわらず、障害者の希望を尊重して、求めに応じて必要な配慮や支援を柔軟に提供すること。 (5) 上記1～4の対応については、当事者との協議のもとで推進すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日 4 請願・陳情者住所氏名 	(3) 障害者手帳申請に要する診断書代については、生活保護受給者に対し6,090円を上限に助成しているほか、障害年金受給者については、精神障害者保健福祉手帳の申請に当たり、年金証書の写しで代用しているところであり、生活水準に応じた対応が図られている。また、障害年金申請に係る診断書代については、年金事務所で対応するものである。 (4) 障害福祉サービスについては、障害の種別・等級ではなく、障害特性や心身の状態に基づく障害支援区分、利用者の意向、介護者の状況などを総合的に勘案して適切なサービスを提供しており、利用者に最大限寄り添ったサービスを提供できている。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課
健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 18 号 慢性疲労症候群、化学物質過敏症、電磁波過敏症の身体障害者支援と医療の整備、療養環境の提供、障害への理解のための区報での普及啓発、シェルター建設に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)慢性疲労症候群や化学物質過敏症、電磁波過敏症について、身体障害者手帳の取得と身体障害者支援を受けられるようにすること。 (2)有害な化学物質と電磁波から身の安全を確保するため、スイス・チューリッヒのようなシェルターを公営で設置すること。 (3)医師会や区内病院、保健所等の関係部署と連携し、医療の提供や療養環境、障害者支援の整備を行うこと。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)身体障害者手帳については、身体障害者福祉法第 15 条による指定医が作成した診断書等を基に東京都において交付決定しており、慢性疲労症候群等の症状だけをもって手帳取得はできず、手帳所持を要件とした支援を受けることも制度上できない。 (2)シェルターの公営施設設置については、現状では考えていない。 (3)化学物質過敏症等については、科学的知見に基づく実態解明が進んでいないと認識しているが、症状のある方がいること、また、その症状も様々であることなどから、相談があった場合には、丁寧に状況を聞くなどし、適切な医療機関につなげていく。 (4)現状においても作成可能である。 (5)障害への理解については、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。	

(4) 訪問診療で身体障害者手帳の申請のための診断書が作成できるようにすること。 (5) 区民に障害への理解が広まるよう区報に掲載し、人権擁護の観点からも普及啓発を行うこと。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日 4 請願・陳情者住所氏名		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 19 号 ワクチン、医薬品副作用被害者への理解と救済、普及啓発に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 ワクチンや医薬品副作用被害に苦しまれる方は国の救済制度で救済や支援ができていないため、区でも理解を示し、支援と救済をしてください。また、薬害に対し、区民が正しい知識をもてるように、普及啓発をお願いします。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 17 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) ワクチンや医薬品の副反応に対する制度として、予防接種法や医薬品医療機器総合機構法に基づく被害救済制度が存在しており、法に基づく制度が優先される。 (2) 区では被害救済制度に関してホームページで周知しているほか、ワクチン接種の際に送付する予診票にお知らせを同封して個別周知を行っている。	

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第20号 化学物質過敏症、電磁波過敏症、慢性疲労症候群の障害者の安全な交通手段、生活環境、療養環境、支援体制の整備及び確保、障害への理解を求める為の啓発に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)化学物質過敏症等の方が社会福祉協議会のハンディキャブを使い安全な交通手段が確保できるよう新車を用立て、専用の運転手を雇用すること。 (2)社会福祉協議会のハンディキャブ利用時のガソリン代、運転手代は区が負担すること。 (3)化学物質過敏症等の方の生活環境、療養環境の確保、支援の整備、啓発活動について、当事者と協議や研究、勉強会の場をもうけ、支援の整備を推進すること。	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)化学物質過敏症等については発症の仕組みが未解明であることなどから確実に安全にご利用いただく環境の整備が難しく、化学物質過敏症等の方向けに新車を確保することは困難と考える。また、運転手については江東区社会福祉協議会に登録している運転ボランティアがいるため、専用に雇用する予定はない。 (2)ガソリン代については最低限の利用者負担としているほか、運転手代については江東区社会福祉協議会に登録している運転ボランティアを活用した場合には不要となる。 (3)化学物質過敏症等の方の生活環境の確保等については、科学的な知見に基づく実態解明が進んでいないため、薬害の支援全般の整備も含め、現状では難しいと考えるが、症状がある方からの相談があった場合には、適切な医療機関につなげており、今後も継続していく。 (4)状況の変化や、市区町村等の他団体の動向を踏まえ検討していく。	

(4)化学物質過敏症等に関する記事を 区報に掲載し、普及啓発すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日 4 請願・陳情者住所氏名 		
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

障害福祉部 障害者施策課

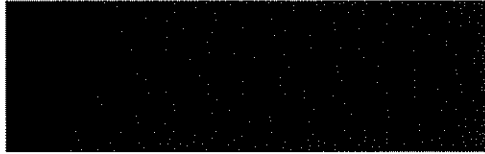
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 26 号の 1 新砂 3 丁目都有地や周辺の都有地に 特養ホームと障害者施設整備促進を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (1)新砂 3 丁目や周辺の都有地に障 害者施設を整備すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 26 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)新砂 3 丁目の都有地について、東京都としては、現段階で具体的 な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があることか ら、現時点で区に貸し出す予定はないとのことである。 また、こども発達支援センターについては、分室である扇橋セン ターの亀戸第二児童館跡地への移転に伴う工事、また、塩浜福祉プラ ザの大規模改修工事に合わせ、定員増を図っていく。	5 陳情第 26 号の 2 趣旨 (2) は医療・介護・高齢者支援 特別委員会付託

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 29 号 「児童館に関する運営方針の改定」を見直し、児童館の縮小・廃止をしないよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 子ども家庭支援センターと隣接する児童館を廃止しないこと。 (2) 児童館縮小計画を再考し、子どもたちの居場所として機能するよう、子どもや地域住民、区民の意見を十分に汲み取ること。 (3) 児童館・子ども家庭支援センターそれぞれが児童福祉としての役割を發揮できるように縮小・廃止ではなく拡充すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 「児童館に関する運営方針」は、行財政改革計画に基づく取り組みとして、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用することを踏まえて改正した。 本方針は、児童館の縮小・廃止を進めるための方針ではなく、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援を目指す方針であり、今後も引き続き本方針に則って、こどもの居場所としての児童館運営に取り組んでいく。	

4 請願・陳情者住所氏名



継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 37 号の 1 給食への有機食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 （1）保育園における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てる。 （2）趣旨 1 の実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 給食は、有機食材に限らず、日々新鮮かつ安全が認められた食材を使用することが望ましいが、有機食材については、必要量の安定した確保や価格面など、導入において課題がある。よって、陳情の趣旨 1 及び趣旨 2 への対応は、いずれも現時点で困難である。 区では、本年 1 月に認可保育所や認証保育所など約 200 施設を対象に実態調査を行ったところ、91 施設から回答を得た。 まず、有機食材は 16 施設が使用中と、また 4 施設が今後使用予定と回答しており、使用食材は野菜や果物との回答が多かった。一方で、有機食材を使用しない理由は、価格面や量の確保の問題が多かった。 また、無添加の調味料は、27 施設が使用中と、また 2 施設が今後使用予定と回答し、味噌、醤油、塩を挙げる施設が多かった。一方で、無添加の調味料を使用しない理由では、有機食材と同様に、価格面や量の確保を挙げる施設が多かった。 実態調査では、回答内容の公表可否についても確認しているが、公表できないとの回答が一定数あった。調査結果の公表については、公表不可とした施設に回答理由を確認しながら検討する。 区では、食材の確保や安定した給食の提供という観点で、現時点で区立保育園の給食への有機食材等の導入は難しいと考えているが、区がどのような取り組みができるかは引き続き検討していく。	5 陳情第 37 号の 2 趣旨 (3) (4) は文教委員会付託

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

こども未来部こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 45 号 子どもたちが活発に遊べる空間をもつ全天候型施設の江東区児童会館と有明児童館の新設を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること。 (2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの幅広い年齢層が目的別に利用できるようにすること。 (3) 新設の児童会館は、屋内運動場を有し、フロアを様々な活用できる大型児童交流施設とすること。 (4) 新設の児童会館は、児童は原則利用料無料とし、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 住吉の児童会館は平成 30 年度に閉館し、現在は、住吉子ども家庭支援センターとこども図書館を合築した複合施設「こどもプラザ」として昨年度オープンした。 区内に児童会館及び児童館を新たに整備するという計画はないが、児童館の運営方針に基づき、乳幼児親子を対象とした子育て支援に重点的に取り組んでいくとともに、小学生、中高生の居場所づくりも進めていく。 これからも、児童館における放課後の居場所づくりのほか、児童館以外の他の子育て支援施設等との連携、相互補完なども行いながら、切れ目のない支援に取り組んでいく。	

(5)新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとする。 (6)新設の児童会館は、区民参加で計画立案すること。 (7)有明地域に児童館を設置すること。 (8)地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第55号 子育て支援団体に対しての助成を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)江東区内の子育て支援団体への運営資金を助成すること。 (2)全ての子育て支援の有料サービスに適用できる子育て応援券で、利用者の経済的負担を軽減すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)子育て支援団体への財政的な支援については、様々な子育て支援がある中で、限りある予算を有効に活用していく必要があり、区と同様の事業に対しての助成は課題がある。現在は、子育て支援団体に対して、後援名義や子育てハンドブックにおける紹介などを実施しており、また、社会福祉協議会の福祉団体等活動助成制度の案内も行っている。 (2)子育て世帯の経済的支援については、給付金や3万円分の電子クーポン配付など様々な事業を行ってきた。子育て応援券発行の予定はないが、地域の子育て支援団体の状況等を確認し、他自治体の類似事業の内容や実施方法、事例等を調査し、検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課

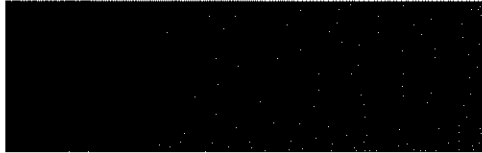
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 56 号の 1 障害者や高齢者の家族が直接専属ヘルパーを雇用契約できる専属ヘルパー制度を設けることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 重度訪問介護認定を受けた障害者、認定をうけていなくても支援や介護を要する障害者が直接ヘルパーを雇用契約できる制度を設けること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 7 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下の通りである。 重度訪問介護などのヘルパー派遣については、障害者総合支援法の枠組みの中で、東京都より指定された事業所による管理指導の下、利用者の安全性確保や個別具体的な対応を含め、適正なサービスが提供されている。また、サービス提供が不適切な場合については、区から事業所へ指導を行っているほか、他の事業所への変更も可能なため、新しいヘルパー制度を設ける考えはない。	5 陳情第 56 号の 2 趣旨(2)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

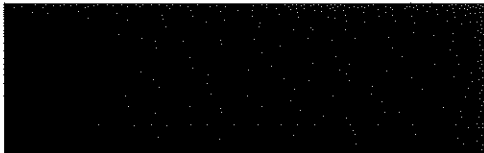
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第73号 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1については区に働きかけ、趣旨2については記載の内容とする意見書を都及び国に提出してください。 (1)今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化すること (2)区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、趣旨1と同様の法整備を行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)火葬場の経営主体は、持続性や非営利性を確保するため、国の通知を踏まえ、区の条例及び規則により、地方公共団体か本区に事務所を置いて7年以上経過している宗教法人、公益法人に限るとしている。そのため、区内に陳情の内容にある株式会社の民営火葬場が新設されることはない。 (2)民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応は困難である。	

4 請願・陳情者住所氏名



継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 80 号 日常生活自立支援事業を生活保護受給者が利用可能とすることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区権利擁護センター「あんしん江東」で実施している日常生活自立支援事業に関して、生活保護受給者が利用可能となるよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 7 日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)江東区社会福祉協議会では、東京都社会福祉協議会からの受託事業として、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を実施している。 (2)また、本事業に付随して日常的金銭管理として預金の払い戻しや書類の預かりサービスなどを行っている。 (3)生活保護受給者の金銭管理については、浪費・ギャンブル癖・第三者による搾取など様々な理由により金銭管理が困難なケースがあり、この場合には本事業の対象外となる。 (4)生活保護受給者の適切な保護費の使い方に関しては、担当ケースワーカーが個々に応じた支援を行っているほか、関係機関とも連携して取り組んでいる。 (5)生活保護受給者の金銭管理に関して、先進的に取り組んでいる他自治体等の動向について研究していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第92号 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情 (同趣旨の陳情外4件 5 陳情第93号～同第96号) 2 請願・陳情の趣旨 国に対して、保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を提出するとともに、東京都、都議会に対して同様の事項の要望書・意見書の提出を求める意見書を提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 令和5年12月11日に開催された国の会議において、令和6年度から、4・5歳児について、児童と保育士の割合を30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けること、併せて最低基準の改正を行うことが示された。加えて経過措置として当面の間は従前の基準により運営することも妨げないとされた。 また、国は令和7年度以降、こども・子育て支援加速化プラン期間中の早期に、1歳児について現在の6対1から5対1への改善を進めるとしている。 職員配置基準の変更に伴う区立保育園の人材確保については今後精査していく。また、私立認可保育所や認定こども園、公設民営保育園については、令和6年1月時点では1園を除いて改善後の国の配置基準を満たしていることを確認している。今後、公定価格上において、4・5歳児の職員配置改善に要する経費加算が措置される予定であり、国の通知内容に基づいて適切に対応していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 98 号 認可保育園の保育の質を確保するために保育所運営費に対し保育士の人件費比率を定める区のガイドラインの策定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 (1) 保育園職員の処遇改善を示す区独自のガイドラインを策定すること。 (2) 人件費比率が 60%以下の保育園に対し、実態調査と改善を求める監査を実施すること。 (3) 保育園の民営化計画を中止すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 左記の請願・陳情の趣旨 1 及び 2 については、保育所ごとに職員の年齢構成や経験年数などの状況が異なるため、人件費の割合のみをもって適否を判断することは困難と考えており、実態調査や改善を求める監査の実施、区独自のガイドラインを策定することについては、現時点では考えていない。 なお、保育士等の処遇については、国の公定価格における処遇改善加算に加えて、都の保育士等キャリアアップ補助による支援を通じて改善を図っていく。 趣旨 3 については、区では民営化により、保育運営の柔軟性や効率性が高まり、区立では実施していない保育サービスを提供するなど、保育の質の向上が図られるものと認識している。現在、第三次民営化計画に基づき、令和 10 年までに 2 園の民営化を計画している。今後も、区立保育園の民営化を進めていく。	

4 請願・陳情者住所氏名 		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 102 号 潜在看護師を活用する意見書提出に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 パンデミックや自然災害に対応するため、潜在看護師を活用することを求める意見書を厚生労働省に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 13 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 看護師の確保については、平成 4 年に制定された看護師等の人材確保の促進に関する法律に定める基本方針に基づき、国は看護師等の養成、処遇の改善、研修等による資質の向上、就業促進に取り組んでいる。 東京都においても、平成 5 年に開設した東京都ナースプラザにおいて、離職した看護師に対して看護師等の届出の受け付け、無料職業紹介や就業相談、復職支援、定着支援の研修などを行っている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するために開設した東京都医療人材登録データベースによる人材確保策を実施しており、ナースプラザとも連携を図っているところである。 こうした国・都などによる施策実施により、コロナ禍においては全国で延べ 3 万人以上の潜在看護師が、新型コロナ関連業務に従事したとの公表がされているところである。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 109 号の 2 区が区民に対して公営火葬サービスを 提供していないことに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、記載の内容を 含む意見書を国及び都に提出してく ださい。 (2)火葬場の運営や料金の適正化を 図るため、火葬料金を届出制とする 法整備をすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」を はじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応 は困難である。	5 陳情第 109 号の 1 趣旨(1)は企画総務委員会付託

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 養育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 111 号 江東区こどもプラザの拡充と安全対策の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の項目について陳情いたします。 (1)江東区こどもプラザ利用者が安心して利用できるように安全対策を講じること。 (2)廃止された江東区児童会館や亀戸第二児童館で実施していたあそびを通じた小中高生の居場所事業を継続すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日 4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)4 階の多目的フロアにおいては、放課後に多くの児童生徒が利用する状況があり、安全確保のため見守りを行う職員を配置し対応している。また、利用目的（種目）ごとのエリア分けや利用人数・時間に上限を定め入替制とするなどのルール設定を通じて事故防止に取り組んでいる。引き続き、時間帯ごとの利用状況の把握ならびに利用者の安全確保に努めていく。 (2)旧児童会館・児童館で行っていた各種事業はこどもプラザ開設に伴い終了している。現在は、こどもプラザ運営事業者が独自の取り組みを行っていることから、従前の事業を引き継ぐ考えはないが、こどもプラザが小中高生にとって家庭や学校以外の第三の居場所となるよう利用者が安心して過ごせる、また気軽に相談ができる場づくりに取り組んでいる。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第3号 コミナティ筋注6ヶ月～4歳用における、有効性及び安全性を担保するための措置並びに予防接種被害申請数に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記事項を、区に働きかけて下さい。 (1)国の特例承認で認可されたコミナティ筋注6ヶ月～4歳用における有効性および安全性を担保する措置について、区民に分かりやすく説明すること。 (2)新型コロナウイルスワクチン被害救済制度について、江東区の申請数と認定数を明らかにすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)当該ワクチンの添付文書の承認条件に、「臨床試験の成績が得られた際には、有効性及び安全性に係る情報について、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう、国の情報発信に協力すること」と記載されている。区としては、必要な情報を区ホームページで掲載しているほか、最新の情報にアクセスできるよう厚生労働省のホームページへリンクを貼り、新たな情報について遅滞なく入手できる体制を整えている。 (2)新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害救済制度では、ワクチン接種と健康被害の因果関係について、国の予防接種審査分科会で審議されているところである。全国の審議結果については厚生労働省、東京都の審議結果については東京都のホームページで閲覧可能となっており、本区の状況については厚生委員会において報告しているところである。	

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第4号 パンデミック条約並びに国際保健規則の改定に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 WHO加盟国の間で令和6年5月に開催されるWHO総会において成立を目指しているパンデミック条約並びに国際保健規則について区民に分かりやすく説明するよう区に働きかけてください。また、情報開示を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和6年3月8日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 国際条約締結および規則改正については、WHO加盟国間における政府間交渉会議によって行われており、区は関わっておらず説明する立場にない。 (2) 政府間交渉会議の結果概要や交渉テキストの主な内容などは、厚生労働省や外務省のホームページに記載されており、どこまで記載するかは相手国政府との交渉もあることから国が判断すべきものである。	